

町民文化センターESSCO事業 調査特別委員会 経過報告

10月3日開催の第1回臨時会において、議員から提出された「町民文化センターESSCO事業の調査に関する動議」が賛成多数で可決し、議員全員（議長はオプザーバー）による町民文化センターESSCO事業調査特別委員会を設置し、正副委員長に田代表議員、中野博議員が選出されました。

この委員会には、議会が持つ地方自治法第98条と第100条の権限を委任しています。12月4日まで、第98条の事務検査権による調査をしていますので、その経過を報告します。なお、3月定例会において、委員会報告書を提出する予定です。

※動議：議員提起の追加議題

第1回委員会 (10月3日)

この委員会は、プロポーザル方式による事業者の選定や工事請負仮契約、専決処分を経緯などを詳細に調査するため設置したことを確認。スケジュールは、議会全員協議会開催日に原則開催し、報告書提出目標を12月定例会とする。正副委員長は、必要に応じ正副議長等に、第98条の事務検査権の調査項目や委員会進行方法を調整することとし、委員会で諮る方法で進めていくことを決定しました。

第2回委員会 (10月16日)

調査項目を次のとおり決定し、書類の提出を求め、項目に応じて副町長、参事兼総務課長、教育課長、政策推進課長及び関係職員からの報告を質問形式で行いました。また、委員のみで提出書類の確認と問題点等の整理を行いました。

【調査項目】

- ①プロポーザル事業者選定と最優秀提案者決定について
- ②二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について

第3回委員会 (10月21日)

調査した内容による各委員の疑問点や、第2回委員会の提出書類の確認で不明確な事項の追跡調査を第4回委員会までに行うことを決定しました。

第4回委員会 (11月12日)

新たに提出を求めていた書類の確認作業を実施し、承認第4号専決処分について参事兼総務課長、政策推進課長から報告を受けました。

調査に時間を要することから、12月定例会での委員会報告を延期することを決定しました。

第5回委員会 (11月21日)

前回までの調査結果を整理し、町長、副町長と質問形式での報告を求めました。

調査しきれなかった項目については、12月定例会会期中に委員会を開催し、引き続き、質問形式での報告を求める

ことに決定しました。

第6回委員会 (12月4日)

前回に引き続き、町長、副町長と質問形式での報告を求めました。総括的な質問を実施した後、再確認のため教育課長及び関係職員にも質問形式での報告を求めました。

今回の委員会で概ね調査を終了し、次回は報告書の作成に入ることを決定しました。

地方自治法98条と100条の比較

事項	事務検査権 (98条)	100条調査権
調査の対象	当該地方公共団体の事務	左に同じ
主な調査方法	執行機関に対し、報告を請求、出納の検査、監査委員による監査の請求	第三者に対し証言及び記録の提出を請求
罰則による強制力	無	有
実地調査	否	可
実地検査	可	否

参考：100条調査ハンドブック（ぎょうせい）